



山陰海岸ジオパーク

ゆったり・たのしく
子育てハンドブック
すまいる



岩美町



いわみで子育てライフを満喫しよう

岩美町で子育てをする方のためのハンドブックです。

豊かな自然と温かい人々に囲まれた岩美町で、
ゆったり、楽しく、充実した子育てライフを過ごしていただくため、
子育てに関する情報をぎゅっと詰め込みました。
いつもお手元においていただき、参考にしてください。

岩美町オリジナルの取り組みには **いわみ** が付いています。

要チェック

「障害」の表記は全て「障がい」と記載しています。

知って得する岩美町の子育て応援!!

- 子どもの出産で、お祝い金がもらえる！
- 乳児のおむつ購入費の助成がうけられる！
- 子どもの予防接種助成が充実！

などなど皆さまの子育てとお子さまの健やかな成長を
応援しています。

P 4 ① 岩美子育てカレンダー

P 6 ② 妊娠したら

- 届出 ●健康管理 ●教室 ●助成 ●働く女性・男性のための支援
- 情報提供 ●ふち情報

P10 ③ 赤ちゃんが生まれたら

- 届出・手当 ●予育て支援 ●医療費などの助成 ●健康管理 ●予防接種
- 講座・予育て交流 ●住まいの助成 ●養育の支援

P17 ④ 一時的なお預かりと保育所等

- 一時的なお預かり ●保育所・認定こども園・幼稚園

P20 ⑤ 小学・中学・高校生になったら

- 小学生になったら ●中学生になったら ●高校生になったら

P22 ⑥ ひとり親家庭への支援

- 生活支援・助成・手当

P24 ⑦ 障がいのある子どもへの支援

- 各種障害者手帳 ●手当・助成 ●日常生活用具・補装具 ●預ける・通う
- 教育 ●税金に関すること

P27 ⑧ 相談したいときは

- 妊娠や出産に関する相談 ●子育てに関する相談 ●小児救急に関する相談
- 子どもに関する相談 ●家庭での子どもの養育・暴力・虐待に関する相談
- 学校生活や子育てに関する相談 ●家族や夫婦に関する相談
- DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談
- 福祉全般に関すること ●発達や障がいに関する相談
- ひとり親家庭に関する相談 ●就労に関する相談

P30 ⑨ もしものときは

- とっとり子ども救急ダイヤル ●小児救急ハンドブック ●休日・夜間の診療
- 異物を飲み込んだ ●中毒110番 ●けが・事故の対処方法 ●町内医療機関

P32 ⑩ おでかけ・仲間づくり情報

P34 ⑪ 子育て関係機関一覧

1 岩美子育てカレンダー

妊娠期から始まる切れ目ない岩美町の子育て支援

	妊娠中	赤ちゃんの誕生	生後 1か月ごろまで	生後 3~4か月	生後 6か月ごろ	生後 7~10か月ごろ	1歳ごろ	1歳6か月ごろ	2歳ごろ	3歳ごろ	5歳~6歳	小学校	中学校	18歳 まで
子どもの発達														
届出・手当	妊娠届・母子(父子) 健康手帳 ④ P6	出生届 ④ P10 出産一時金など ④ P10			在宅育児世帯支援給付金など			④ P11						
健診・健康	妊娠健診(費用助成あり) ④ P6 妊娠歯科健診 ④ P6	産後・1か月児健診(費用助成あり) ④ P6 新生児聴覚検査 ④ P11	3~4か月児健診 ④ P6	6~7か月児健診 ④ P6	9~10か月児健診 ④ P6	1歳6か月児健診 ④ P6	3歳児健診 ④ P13	5歳児健診 ④ P13 就学時健診 ④ P14	6歳児歯科健診 ④ P14	フッ素塗布(6か月ごとに4回) ④ P14	フッ化物洗口(町立保育所で実施)・虫歯予防や歯磨き力向上教室(町立保育所・小学校で実施) ④ P19			
予防接種	  <p>予防接種は、 計画的に受けよう！</p> <p>ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン 生後2か月～5歳未満(標準接種開始年齢) ロタワクチン 生後6週から24週または32週まで ④ P15</p> <p>BCG(集団接種) 満1歳までに1回 ④ P15</p> <p>B型肝炎ワクチン 満1才までに3回 ④ P15</p> <p>四種混合ワクチン (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)生後3か月 ～7歳半未満(標準接種期間生後3か月～12か月) 初回3回、1年後に1回 ④ P15</p> <p>麻しん・風しん 1歳で1回 ④ P15 麻しん・風しん(第2期) 年長児で1回 ④ P15</p> <p>みずぼうそう 1～2歳で2回 ④ P15 日本脳炎 (第1期) 3～4歳で2回、 4～5歳で1回接種 ④ P15</p> <p>二種混合(DT) 11～12歳で 追加接種 ④ P15</p> <p>※ロタウイルスワクチンについては、令和2年10月から定期接種となります。(令和2年8月以降に生まれた児が対象)</p>													
相談・教室	ママ・パパクラス ④ P6	子育てひろば(子育て支援センター) ④ P16	図書館おはなし会 ④ P16	子どもクッキング教室 ④ P33										
訪問・支援・ 一時的な預かり	チャイルドシート・ジュニアシート購入費助成 ④ P11 出産祝金 ④ P12 おむつ購入費助成 ④ P11 とっとり子育て応援バスポート(18歳まで) ④ P13	こんにちは赤ちゃん訪問 チャイルドシート・ジュニアシート貸出 ④ P11	ブックスタート ④ P12 一時預かり6か月～(保育所等) ④ P17	ブックセカンド ④ P12 ファミリー・サポート・システム ④ P17	ブックサード ④ P12 病児・病後児保育 ④ P18	放課後児童クラブ ④ P20 要保護・準要保護児童・生徒援助費 ④ P20	ショートステートライトスタイル ④ P17	スクラム教育(保育所・小学校・中学校が連携し、子どもの育ちと学びをなめらかに接続) ④ P19 奨学金制度 ④ P21						
保育所・ 認定こども園等	保育料軽減 ※第2子軽減、第3子以降無料 3歳児以上、0～2歳児(住民税非課税世帯)無料 ④ P19	幼稚園(詳細は希望する施設へ)												
おでかけ	公園もあるよ！P32～33 のマップを見てね♪ ④ P32	予育て支援センター ④ P16 児童館(大岩こども館・本庄中央児童館) ④ P16	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 ④ P16	いこいの里キャンプ場 ④ P16										

お問い合わせ 岩美町役場

Tel0857-73-1411(代表)
平日 8:30～17:15 町ホームページ:<http://iwami.gr.jp/>

④:住民生活課 Tel0857-73-1415
④:健康長寿課 Tel0857-73-1322
④:福祉課 Tel0857-73-1333

④:予育て支援センター Tel0857-72-2922
④:教育委員会事務局 Tel0857-73-1301
④:各小中学校 電話番号→P34参照

④:中央公民館 Tel0857-72-0510
④:総務課 Tel0857-73-1411

2 妊娠したら

届出

●妊娠届出・母子健康手帳（子育て応援手帳・マタニティーマーク）の交付

内 容 妊娠の届け出をされた方に住民生活課で随時お渡しします。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

健康管理

●妊婦健康診査費の助成

内 容 妊娠中は普段より一層健診に気を付けなければなりません。母体とお腹の赤ちゃんのために定期的に健診を受けましょう。岩美町在住の妊婦さんへ妊婦健診の費用（14回分）を助成します。

利用・手続 妊娠の届け出後、町が発行する助成券を協力医療機関に提出してください。協力医療機関以外で受診される場合は、償還払いになりますのでご相談ください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●妊産婦訪問指導

内 容 町の保健師・助産師が妊産婦の体調管理や育児相談などのため、家庭訪問します。希望される方はお申し出ください。（無料）

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●妊婦歯科健康診査の助成

内 容 妊娠中に歯の状態を確認し、必要があれば治療をしましょう。妊娠中の歯科健診の費用を助成します。

利用・手続 町が発行する助成券を鳥取県東部歯科医師会所属の歯科医院に提出してください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

妊産婦支援

●ママ☆パパクラス

内 容 まもなく赤ちゃんを迎えるママ・パパを対象に妊娠・出産・育児などについての講座や、おしゃべりをしながら相談できる場を提供しています。妊婦さんやパートナー、ご家族の参加をお待ちしています。

利用・手続 年4回（実施日は町ホームページ、町広報等でお知らせします） 費用：無料 要予約

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415 又は子育て支援センター Tel0857-72-2922

●産前・産後ヘルパー派遣事業

内 容 食事準備、居室などの掃除、洗濯など日常的に行う必要がある家事や授乳、おむつ交換、沐浴介助など日常的に行う必要がある育児の支援のためにヘルパーを派遣します。

対 象 妊娠中から産後3か月（多胎児は産後6か月）で、家族からの支援が得られにくい方

利用・手続 住民生活課へ申請後、保健師等が委託先のヘルパー事業所と訪問し、サービス内容の調整を行います。

利 用 料 300円／時間 派遣時間 8時30分から17時30分まで

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

助 成

●大人の風しん予防接種費用助成

内 容 妊娠初期の女性が風しんに感染すると生まれてくる赤ちゃんに先天性風しん症候群が現れる可能性があります。妊娠を希望する女性や、妊婦の夫が予防接種を受ける際の費用を助成します。
助成回数：1人につき1回

助 成 額：協力医療機関で接種した場合：全額

協力医療機関以外で接種を希望する場合：接種費用と12,000円を比較し低い方の額

対 象 ①妊娠を希望する女性で、風しん抗体価の低い方
②妊婦の夫・パートナー（母子手帳で確認のとれる方） ③妊婦の同居者
④妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い）の同居者で風しん抗体価の低い方

利用・手続 協力医療機関については、町ホームページをご覧いただくか、健康長寿課へお問い合わせください。
協力医療機関で接種する場合：接種前に窓口で手続きが必要です。
協力医療機関以外で接種する場合：接種後に窓口で申請してください。

申請・問合せ先 健康長寿課 Tel0857-73-1415

●風しん対策（第5期）事業

内 容 今までに風しんにかかる公的な予防接種を受ける機会がなく、また、風しん抗体保有率の低い世代の男性を対象に、抗体検査と予防接種を行います。検査・接種費用：原則無料

対 象 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

利用・手続 詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、健康長寿課へお問い合わせください
申請・問合せ先 健康長寿課 Tel0857-73-1415

●助産施設入所による出産費の助成

内 容 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産施設での出産に必要な費用の一部を助成します。
申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●不妊検査費の助成

内 容 費用の半額を助成します。（上限6,500円、1夫婦1回に限ります。）対象者の条件がありますので、申請先に問い合わせてください。
利用・手続 以下のものをご持参のうえ、住民生活課でお手続きください。

①鳥取市（鳥取県）不妊検査費助成金の交付決定通知書 ②医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書の写し ③印鑑 ④振込口座のわかるもの

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●不妊治療費の助成

内 容

	鳥取県	岩美町
特定不妊治療	治療1回あたり最大17万5千円（初回のみ30万円）、8万7千5百円、7万8千円を助成（治療内容により助成上限金額が異なります。）	治療費から県助成金の交付決定額を差し引いた額（最大10万円、（初回のみ20万円）、5万円を助成）
人工授精	治療費の1/2（1年度あたり最大10万円）	治療費の2割（1年度あたり最大4万円を通算2年間）
不妊検査費	保険適用外の検査費のうち1/2（最大1万3千円）	なし

※申請の内容・回数・年齢等により助成に条件がありますので各申請先にお問い合わせください。

利用・手続 以下のものをご持参のうえ、鳥取県と岩美町の助成を併せて鳥取市保健所健康支援課でお手続きください。

①医療機関が発行する治療にかかる領収書 ②医療機関が発行する不妊治療の受診証明書

③夫婦の所得・課税証明書 ④夫婦の住民票 ⑤戸籍抄本（住民票で婚姻関係が証明できない場合） ⑥戸籍謄本（特定不妊治療助成初回申請時のみ提出） ⑦印鑑 ⑧振込口座のわかるもの

申請・問合せ先 鳥取市保健所 Tel0857-22-5695 住民生活課 Tel0857-73-1415

●不育検査・治療費の助成

内 容 不育症の診断・検査・治療を受けられた方の費用を助成します。（上限：1年度につき10万円、通算5か年度）対象者の条件がありますので、申請先に問い合わせてください。

利用・手続 以下のものをご持参のうえ、住民生活課でお手続きください。

①夫婦の住所が確認できるもの（住民票等） ②夫婦が婚姻していることが確認できるもの（戸籍抄本等） ③夫婦の所得を証明する書類 ④検査・治療等を受けた医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書 ⑤印鑑 ⑥振込口座のわかるもの

※申請期限：検査が終了した日の属する年の年度末まで。ただし、終了した日が2～3月の場合は、翌年の5月まで。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

働く女性・男性のための支援

●産前・産後の健康管理

内 容

○母性健康管理措置

妊娠中から産後1年までの女性は、医師等から指示があったときは、健康診査に必要な時間の確保を申し出ることができます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

○母性健康管理指導事項連絡カード

医師等から受けた指導事項の内容を勤務先に伝えるカードです。医師等に必要事項を母健連絡カードに記入してもらい、事業主に提出します。

●産前・産後の休業

内 容

○産前休業

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば取得できます。

○産後休業

出産翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

●妊娠中や子育てしながら働くために

内 容

○育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

○時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

妊娠は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

○軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

○危険有害業務の就業制限

一定以上の重量物の取扱業務、有毒物質が発散する場所等における業務については、妊娠・出産機能等に有毒であることから、妊娠中はもとより年齢等によらずすべての女性を就業させることは禁止されています。

○解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後の30日間の解雇は禁止されています。

○短時間勤務制度

事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。

○所定外労働の制限

事業主は、3歳未満の子を養育する男女従業員から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

○子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する男女従業員は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診査のために休暇を取得することができます。

○時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する一定の男女従業員から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。また、深夜（午後10時～午前5時）において労働させてはならないことになっています。

●育児休業

内 容

○育児休業制度

1歳に満たない子を養育する従業員は男女問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。

○パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。（ただし、出産した母の場合は出生日、産後休業期間と育児休業期間をあわせて1年間）

○育児休業期間の延長

子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができます。子が1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、最長で子が2歳に達するまでの間、育児休業を取得することができます。

●社会保険料免除・育児休業給付金

内 容

○産前・産後・育児休業中の社会保険料の免除

産前・産後休業中や育児休業中の社会保険料が免除されます。→詳しくは職場を通じて、年金事務所へ申請します。

○国民年金第1号被保険者の保険料免除

出産（予定）日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の保険料が免除されます。→出産予定日の分かるもの（母子手帳等）をご持参のうえ住民生活課へ届出ください。出産後でも届出可能です。

○育児休業給付金

雇用保険に12か月以上加入している方が1歳（一定の場合は1歳2か月）。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給されます。→詳しくは職場を通じて公共職業安定所に申請します。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

鳥取年金事務所 Tel0857-27-8311

情報提供

●母性健康管理や育児休業制度について

内 容

母性健康管理や育児休業制度などについて詳しく知りたい方は、厚生労働省ホームページ「女性労働者の母性健康管理のために」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyoukintou/seisaku05/index.html)にアクセスください。

●女性にやさしい職場づくりナビ

内 容

働きながら安心して妊娠・出産を迎るために、さまざまな法律や制度を紹介しています。

対 象

PCサイト <https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

モバイル専用サイト <https://www.bosei-navi.go.jp/mobile>



ぷち情報

●ハートフル駐車場利用証制度

内 容

歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。

対 象

- ①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方。発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意が必要な方。
- ②要介護、要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な方。
- ③一時的に歩行が困難な方
(けがをされている方、妊娠婦（妊娠7か月～産後1年半まで）等)

利用・手続

申請方法

①確認書類（障がい者手帳、診断書、母子手帳など）を持って、窓口までおいでください。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●ヘルプマーク（ストラップまたはバッジ）の無料配布

内 容

内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方々を対象に、身につけることにより援助が得やすくなるようヘルプマークを配布しています。

配布場所

福祉課または住民生活課窓口にお申し出ください。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333



妊娠のこと困ったらP27へ

③赤ちゃんが生まれたら

届出・手当

●出生届

- 内 容 赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内に名前を決めて届け出ましょう。
- 利 用・手 続 ○必要なもの 出生届（出生証明書）、母子健康手帳、届出人の印鑑、国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415



みみ

●低体重児出生届

- 内 容 出生時の赤ちゃんの体重が2,500g未満の場合は低体重児出生届出が必要です。保健師が子育ての相談に応じます。
- 利 用・手 続 申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●出産育児一時金

- 内 容 被保険者が出産（妊娠85日以降の死産、流産を含む）した場合に子ども1人につき42万円を支給します。なお、岩美町国民健康保険の方で、医療機関に直接支払われる直接支払制度を利用せず、出産育児一時金を受け取る場合や出産費用が42万円未満で差額を受け取る場合は、住民生活課へ申請が必要です。岩美町国民健康保険以外の社会保険などへ加入している場合は、各保険者へお問い合わせください。
- 利 用・手 続 ○岩美町国民健康保険加入者の手続き
以下の必要なものをご持参のうえ、住民生活課でお手続きください。
・母子健康手帳 ・印鑑 ・国民健康保険証 ・世帯主の口座情報
・直接支払制度に係る代理契約に関する文書 ・出産費用の領収・明細書
申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●出産手当

- 内 容 法で定められた産前42日（多胎98日）産後56日の間、会社を休み給料が出ない場合等、その間生活を支えるために加入している健康保険から支給されるのが出産手当金です。
- 対 象 勤務先の健康保険に加入していて産休中も健康保険料を支払っている方。（国民健康保険に加入している場合は対象になりません）
- 申請・問合せ先 全国健康保険協会 鳥取支部 Tel0857-25-0052

●児童手当

- 内 容 中学校修了前（15歳到達後の年度末）までの子どもを養育している方に手当が支給されます。出生の翌日から15日以内に住民生活課（公務員は職場へ）申請してください。所得制限があります。
- 支給月額 ・3歳未満…15,000円
・3歳以上～小学校修了前（第1・2子）…10,000円
・3歳以上～小学校修了前（第3子以降）…15,000円
・中学生…10,000円
・所得制限額を上回る場合は一律5,000円

- 利 用・手 続 申請方法 以下の必要なものをご持参のうえ、住民生活課に申請してください。
・印鑑 ・申請者の健康保険証 ・児童手当振込用の口座の分かるもの ・個人番号の分かるもの
・場合によってはその他必要書類 ※公務員の場合は職場へ申請してください。
- 申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

子育て支援

●こんなにちは赤ちゃん訪問事業

- 内 容 生まれてから約1～2か月頃に赤ちゃんとお母さんの様子を保健師・助産師が自宅に訪問して、健康状態の確認や相談に応じます。
- 対 象 ・産婦 ・新生児及び乳児
- 利 用・手 続 出産後1か月前後に1回。その他必要に応じて。
実施場所：自宅（具体的な訪問日は産後、お母さんと相談しながら決めます）
申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415



●乳児用おむつ購入費助成事業

- 内 容 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、乳児を養育する保護者に対して、おむつ（布おむつ、おむつカバーを含む）の購入費を助成します。
- 助成額：乳児1人につき30,000円（限度額）
- 対 象 町内に住所を有し、1歳未満の乳児を養育している保護者。
- 利 用・手 続 ①おむつ購入費の領収書等 ②申請書 ③印鑑 ④振込口座の分かるものを持って、窓口までおいでください。
- 申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●新生児聴覚検査費助成事業

- 内 容 産後入院中に行われる赤ちゃんの聴覚検査費に対して助成を行います。
- 対 象 新生児
- 利 用・手 続 町が発行する助成券を産院に提出してください。県外で受診される場合は、後日支給しますので、領収書等をお持ちの上ご相談ください。
- 申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●チャイルドシート・ジュニアシート購入費助成

- 内 容 チャイルドシート・ジュニアシートの普及促進、乳幼児の交通事故被害防止を目的に、シートを購入した方に購入費の一部助成をします。
- 助成額：購入金額の1/2、10,000円（限度額）
6歳未満の乳幼児のチャイルドシート等の着用が義務づけられています。
- 対 象 町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児がいる保護者。
乳幼児1人に対して、チャイルドシート・ジュニアシート各1台。
- 利 用・手 続 申請方法：①シート購入費の領収書又はレシート ②印鑑 ③振込口座の分かるものを持って、窓口までおいでください。
- 申請・問合せ先 総務課 Tel0857-73-1411

●チャイルドシート・ジュニアシート貸出

- 内 容 乳幼児の交通事故被害防止を目的に、寄贈していただいたチャイルドシート・ジュニアシートの貸し出しをします。
- 対 象 町内に住所を有する保護者（里帰り等での祖父母利用も可）。
- 利 用・手 続 費用：無料 申請方法：印鑑を持って、窓口までおいでください。
※台数に限りがありますので、貸出できない場合があります。
- 申請・問合せ先 子育て支援センター Tel0857-72-2922



いわみん

●在宅育児世帯支援給付金

- 内 容 1歳になるまでの赤ちゃんをお家で育児をする保護者に対して、月30,000円を支給します。（生まれた翌々月から1歳の誕生日の前月までが支給対象）
- 利 用・手 続 申請方法：以下の必要なものをご持参のうえ住民生活課に申請してください。
・印鑑 ・申請者、配偶者の健康保険証 ・振込口座の分かるもの

対象 保育所等を利用せず、保護者が育児休業給付金等を受給していない方。

●産後ケア事業

内容 1. 施設で日中、乳児を預ります。

2. 産婦人科医院・助産施設に母子で宿泊し、心身の休息と助産師による育児指導を行います。

対象 町内に住所を有する概ね生後6か月までの乳児及びその母親で、乳児が感染症等にかかることがあります。家族等から家事・育児等の十分な支援を受けられず、かつ母親に支援が必要であると認められること。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●出産祝金

内容 お子さまが誕生したご家庭に、町からお祝金を贈ります。

祝金額：お子さま1人につき10,000円

対象 令和2年4月1日以降に出生したお子さまの保護者で、岩美町にお住まいの方

利用・手続 印鑑と振込口座の分かるものを持参のうえ、対象のお子さまの出生から30日以内に申請してください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●産後健康診査の助成

内容 産後8週までに分娩医療機関で、お母さんが受けたる産後健診に係る費用を助成します。

利用・手続 妊娠届出時、町が発行した助成券を分娩医療機関に提出してください。協力医療機関以外で受診される場合は、償還払いになりますのでご相談ください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●1ヶ月児健康診査費の助成

内容 生後1ヶ月頃に分娩医療機関で、お子さまが受けたる1ヶ月健診に係る費用を助成します。
助成額：お子さま1人につき、上限3,000円

対象 1ヶ月児健康診査受診者

利用・手続 申請方法：①領収書・明細書 ②母子手帳 ③印鑑 ④振込口座の分かるものを持つて、窓口までおいでください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●ブックスタート・セカンド・サード事業

内容 絵本の読み聞かせは、子どもの言葉や心を豊かに成長させてくれるとともに、親子のきずなをより一層深めることができるとても貴重な時間です。そんな時間を少しでも多く持っていただきため、お子さまが生まれてから就学されるまでの間に3回、メッセージとともに絵本をお渡ししています。
○ブックスタート 6～7か月児健診時に絵本2冊と手作り絵本袋をお渡しします。
○ブックセカンド 1歳6か月児健診時に絵本1冊をお渡しします。
○ブックサード 5歳児健診時に絵本1冊をお渡しします。



申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●とっとり子育て応援パスポート

内容 子育て家庭がパスポート（カード）を提示すると、協賛店舗からお店独自の子育て応援サービスを受けることができます。全国の子育て応援パスポートの相互利用が可能です。

対象 県内在住の妊娠中の方、又は満18歳未満の子どもを養育している保護者、祖父母（児童と同一世帯の方に限ります）。

有効期限：最年少のお子さまが18歳になるまで。（18歳になった日の属する年度末まで利用可能）

利用・手続 窓口で申請用紙をご記入ください。その場で発行します。また、県ホームページで登録した場合、後日自宅へカードが届きます。（3週間程度かかります。）

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

または、鳥取県ホームページ

パソコンから⇒https://www.toripearouen.jp/shinsei_3_menu.html

●養育支援訪問

内容 妊娠・子育てに心配事や困難なことがあるご家庭へ、相談のうえ支援員が家事や育児等の支援を無料で行います。家事や育児でお困りの方はご相談ください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

医療費などの助成

●特別医療費助成（小児）

内容 0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さまの医療費を助成しています。
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払いいただく必要があります。

【自己負担額】

通院・訪問看護：530円／日（1医療機関当たり月4日分まで 負担上限額 月2,120円）
入院：1,200円／日（ただし、低所得者世帯は負担上限 月15日分まで）

利用・手続 対象のお子さまの健康保険証とご印鑑をご持参のうえ窓口で手続きをしてください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●未熟児養育医療

内容 入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を助成します。指定医療機関での治療に限られます。また、所得に応じた自己負担金があります。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●小児慢性特定疾病医療費助成

内容 原則18歳未満（継続は20歳未満まで）の方で、国の定める特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成します。申請者等の所得状況に応じて自己負担金が生じます。

申請・問合せ先 鳥取市保健所 健康・子育て推進課 Tel0857-30-8584

●小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

内容 原則18歳未満で小児慢性特定疾病医療受診券を県から交付され、日常生活に支障のある方へ用具を給付します。所得に応じて自己負担金が生じます。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

健康管理

☆集団健診（実施）となっているものは、赤ちゃんカレンダー（各健診等の実施日時の計画）を作成し配りするとともに、対象者の方には個別にご案内いたします。

赤ちゃんカレンダーは、町ホームページでご覧いただけます。

●3, 4か月児健康診査

内容 個別健診 3～4か月の間に受診券と母子手帳を持って、医療機関で受診しましょう。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●6, 7か月児健康診査

内容 集団健診（BCG予防接種・ブックスタート同時実施）

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415



●9, 10か月児健康診査

内容 個別健診 9～10か月の間に受診券と母子手帳を持って、医療機関で受診しましょう。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

- 利用・手続** 申請方法 ○協力医療機関で接種
接種前に助成券を発行しますので、窓口までおいでください。
○協力医療機関以外で接種
接種後に領収書・印鑑・母子手帳・振込口座が分かるものを持って窓口までおいでください。
協力医療機関は町ホームページでご確認ください。
- 申請・問合せ先** 健康長寿課 Tel0857-73-1322

講座・子育て交流

●離乳食講習会

- 内 容** 細乳食と一緒に作り、試食します。初めて離乳食を作る方でお困りの方など、ぜひご参加ください。
開催日時は、町ホームページ「赤ちゃんカレンダー」、町広報、又は防災無線でご確認ください。
- 対 象** 要予約 4~18か月頃のお子さまの保護者 お子さま連れでも参加可能（託児あり）
利用・手続 持ち物 エプロン、おんぶ（抱っこ）紐、母子手帳
申請・問合せ先 健康長寿課 Tel0857-73-1322 住民生活課 Tel0857-73-1415

●子育てひろば

- 内 容** 子育て支援センターでは、乳幼児やその保護者の方たちが集まって、自由に遊び交流できる「子育てひろば」を設けています。子育てに役立つことがきっと見つかると思います。
日時：毎週月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時（祝日・年末年始は休み）
「すくすくひろば」火・木曜 10時～12時
※講座等の開催日時は、町広報や防災無線、機関誌等でお知らせします。
- 申請・問合せ先** 岩美町子育て支援センター Tel0857-72-2922

●こあらサークル・ほっとスペース

- 内 容** 各児童館で乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。
○こあらサークル
場所：本庄中央児童館（岩美町文化センター内） 時間：10時～11時30分
随時、おやつ作りやイベントもしています。※詳細は機関誌等でお知らせします。
- ほっとスペース
場所：大岩こども館（大岩交流センター内） 日時：毎週水曜日 10時～12時
定期的に計測と栄養士によるおやつ作り（年3回）もしています。※詳細は機関誌等でお知らせします。
- 申請・問合せ先** 本庄中央児童館 Tel0857-72-2995
大岩こども館 Tel0857-72-0096

住まいの助成

●子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業

- 内 容** 子育て世帯や多世代同居世帯が住宅を新築（中古住宅購入を含む）、リフォームする場合に費用の一部を助成します。（一般世帯より優遇されています）事前の申請手続きが必要です。
○助成額
・新築の場合 50万円
・中古の場合 30万円（上限）
・リフォームの場合 経費の15%（15万円上限）
申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

養育の支援

●児童福祉施設と里親

- 内 容** 家庭での養育が困難となった子どもを施設や個人で預かり、育てる制度です。保護者が病気や事故、離婚などの家庭の事情により子どもと一緒に生活することが困難となった場合は、福祉相談センターへご相談ください。
- 申請・問合せ先** 鳥取県福祉相談センター Tel0857-23-6080

出産や子育てに関する相談はP27へ

4 一時的なお預かりと保育所等



いわみん

一時的なお預かり

●一時保育（大岩保育所）

- 内 容** 保護者の就労、病気、冠婚葬祭等で、一時的にお子さまを家庭で保育できない時に、1週間に3日を限度として大岩保育所の利用が可能です。
- 対 象** 町内に居住し、保育所入所の対象とならない就学前児童
- 利用・手続** ○3歳未満児…2,000円／日 ○3歳以上児…1,800円／日
申請・問合せ先 大岩保育所 Tel0857-72-2589 又は 住民生活課 Tel0857-73-1415

●ファミリー・サポート・システム

- 内 容** 保護者の冠婚葬祭や急な用事等で、お子さまを家庭で保育できない時に、支援者があなたの子育てをお手伝いします。
☆こんな利用ができます
・保護者不在の間、保護者に代わって支援場所で保育
・研修会や病院等に出かけたいとき支援場所で保育
・保育所、放課後児童クラブ等への送迎
○利用時間：7時～20時
○支援場所：支援者の自宅又は依頼者の自宅、公共施設
対 象 0歳～小学校3年生まで
町内在住、又は町内の事業所にお勤めの方
利用・手続 児童1人1時間あたり…650円 ※支援者が要した交通費等の実費もご負担いただきます。
申請・問合せ先 予育て支援センター Tel0857-72-2922
※支援希望日の前日までにお申し込みください



●ショートステイ・トワイライトステイ

- 内 容** 保護者の病気、仕事などの都合によりお子さまを一時的に家庭で保育できない時に施設でお子さまをお預かりします。
- ショートステイ 宿泊を含めてお預かりします。
- トワイライトステイ 夜間（17時～22時）や休日（8時～22時）にお預かりします。
- ☆こんな時に利用できます
・保護者の仕事、病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れなどで一時的にお子さまを養育できないとき。
・経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要なとき。
- ☆支援場所 鳥取こども学園（鳥取市立川町）、青谷こども学園（鳥取市青谷町）
- 対 象** 18歳未満の児童
利用・手続 所得に応じてご負担いただきます。詳細はお尋ねください。
申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415



●病児・病後児保育

内 容	お子さまが病気、または病気の回復期にあって、集団保育が困難であり、保護者が家庭で保育できないときに保護者に代わって保育や看護を行います。
○実施場所	岩美病院（専用スペース）
○定 員	2名
○利用時間	平日8時30分～17時30分（ただし前日までに申請された場合、8時～18時）
○利 用 料	市町村民税課税世帯：2,000円/日 市町村民税非課税世帯：1,000円/日（食事代含む）

対 象 乳幼児から概ね小学校6年生まで

利用・手続 事前登録が必要です。岩美病院小児科を受診し、小児科医の判断により利用が許可されます。
※鳥取市内の「キッズルームこぐま（Tel0857-27-2213）」「病児保育室とくよし（Tel0857-30-6651）」「にじっこルーム（Tel0857-37-1577）」も利用できます。詳しくは各施設へお問い合わせください。鳥取市内の施設を利用した場合は、利用後、利用料の一部を助成する制度もありますので、住民生活課へお問い合わせください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415 又は岩美病院 Tel0857-73-1421

保育所・認定こども園・幼稚園

●町立保育所について

保育所の紹介 町内には保育所が3か所あります。各保育所では、お子さま一人ひとりを大切にし、心身ともに健やかに成長できる保育を行っています。

《町立保育所一覧》

町内保育所	住 所	電話番号	開所時間	乳児保育	障がい児
浦富保育所	浦富2171	72-2813	7:00～19:00	6か月～	○
大岩保育所	大谷2410	72-2589	7:00～19:00	6か月～	○
みなみ保育所	新井55	73-0890	7:00～19:00	6か月～	○

●保育所の利用

内 容 保育所は、保護者が働いていたり 病気であるなど、児童を家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育をするところです。そのため、入所の条件が定められています。申込方法：支給認定申請書・入所申込書を記入し、必要書類を添付のうえ利用を希望する施設へご提出ください。

受付期間：次年度の入所申込みを前年度の10月頃に受け付けます。（途中入所含む）

保育所の一日 季節や保育所によって多少の違いはありますが、おおむね次のような一日を過ごします。

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
登所・健康観察・あそび						
7:00						
8:30	検温	片付け・出席調べ		好きな遊び		
9:00	おやつ	おやつ		片付け・朝の集い		
9:30	赤ちゃん体操・睡眠					
11:00	あそび	体操・あそび		体操・午前の活動		
11:10	検温・給食 (離乳食・授乳)					
11:30		給食		片付け・給食準備		
12:30	睡眠・遊び			給食		
13:00		午睡	午睡	午後の活動		
15:00	おやつ		おやつ		※夏季午睡	
16:00	健康観察・検温	絵本・紙芝居等・健康観察		健康観察・帰りの集い		
18:00		順次降所				
19:00		延長保育				

対象 保護者が保育の必要事由に該当し、町内に居住している児童

※3歳以上のお子さまは、保育の必要事由がない場合も、保育所を利用することができます。（ただし、定員に余裕がある場合）

利用・手続 保育料：各世帯の市町村民税所得割額とお子さまの年齢等により階層区分に分けて決定します。

※岩美町に居住する方が町外の認定こども園や幼稚園（特定教育・保育施設に限る）を利用する場合も岩美町の保育料が適用されます。

●保育所開放

内 容 保育所を利用されていないお子さまを対象に、保育所の体験や見学できる日を設けています。希望される方はご自由に各保育所へお越しください。

開放日時：毎月第3月曜日 9時30分～11時

申請・問合せ先 浦富保育所 Tel0857-72-2813 大岩保育所 Tel0857-72-2589
みなみ保育所 Tel0857-73-0890

●保育料（利用料）の軽減 いわれみ

内 容 岩美町では、子育て世帯の経済的負担軽減策として保育料を軽減しています。
第2子軽減…世帯で第2子のお子さまの保育料は1／2の額。（同時入所の場合は1／4）
低所得世帯は無料。

第3子以降無料…世帯で第3子以降のお子さまの保育料は無料。

※国の制度により、令和元年10月から3歳児以上と0～2歳児の市町村民税非課税世帯のお子さまの保育料は無料。

副食費無料…町立保育所に入所している3歳児以上の給食の副食費（おやつ代含む。）は無料。

●延長保育

内 容 保護者の就労等、やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な方は、18時～19時までの保育利用が可能です。事前に利用する保育所へお申込みください。

実施場所…各町立保育所 提供時間…18時～19時

利用・手続 利用料 2,000円／月（市町村民税非課税世帯は600円／月）

申請・問合せ先 各町立保育所

●認定こども園・幼稚園について

内 容 ○認定こども園・幼稚園の利用

申込方法：利用を希望する施設へお問い合わせください。

施設により岩美町への手続きが必要な場合があります。この場合、保育料（利用料）は岩美町の基準額により決定されます。

申請・問合せ先 利用希望施設又は住民生活課 Tel0857-73-1415

●スクラム教育 いわれみ

内 容 保育所・小学校・中学校・高等学校が計画的に連携や交流活動を行うことで、子どもの発達段階に合わせた育ちと学びをなめらかにつなぎます。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●虫歯予防・噛む力向上教室、フッ化物洗口 いわれみ

内 容 町立保育所・小学校では、「よい歯の教室」「健口キッズ」等を開催し、虫歯予防や咀嚼力向上に取り組んでいます。また、保育所では希望者へフッ化物洗口を実施し、虫歯予防に努めています。

5 小学・中学・高校生になったら

小学生になったら

●公立小学校への転入学

- 内 容** いよいよピカピカの一年生です。入学の手続きや準備をして、学校生活の第一歩を後押ししてあげましょう。
- 町立小学校（P34参照）への入学
小学校入学の前年10月頃に就学時健康診断を行います。また、入学の2か月前（2月1日まで）に入学通知書をお送りします。
次の場合は教育委員会事務局へお早目にご連絡ください。
・通知書が届かない又は内容に誤りがある場合
・指定された学校への就学が困難な場合
- 転入学の手続き
転入や転居をして転校する場合は、手続きが必要ですのでご相談ください。
申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301



●経済的支援

【要保護・準要保護児童・生徒援助費】

- 内 容** 経済的理由により就学が困難な家庭の小学生・中学生に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を援助します。申請等については、通学する学校へお問い合わせください。

【特別支援教育就学奨励費】

- 内 容** 特別支援学級に在籍する小学生・中学生に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を援助します。申請等については、通学する学校へお問い合わせください。
申請・問合せ先 各小中学校
・岩美北小学校 Tel0857-72-0266 ・岩美西小学校 Tel0857-72-8200
・岩美南小学校 Tel0857-37-5222 ・岩美中学校 Tel0857-72-0121

●放課後の居場所【放課後児童健全育成事業（児童クラブ）】

- 内 容** 放課後や長期休暇中に保護者が就労等により家庭で保育できない場合に小学生をお預かりします。各児童クラブの設置場所は、P34をご覧ください。
実施日時：平日 放課後～19時 土曜日・長期休暇中（年末年始等除く）7時～19時
※土曜日は予育て支援センターで実施します。
申請方法：予育て支援センターへ申込書（必要書類添付）をご提出下さい。
対 象 保護者が仕事等により放課後や日中家庭にいない小学生
利用・手続 利用料：所得税課税世帯 2,000円／月 所得税非課税世帯 1,000円／月
※別途年間保険料が必要です。
申請・問合せ先 予育て支援センター Tel0857-72-2922

●特色ある学校づくり

- 内 容** 町立小学校・中学校では、岩美町の恵まれた自然環境を活かし、学校独自の創意工夫による特色ある教育活動を実践しています。（シュノーケル・シーカヤック体験、農業体験など）

●30人学級編制の実施

- 内 容** 小・中学校では、学校生活への順応や不登校対策として少人数学級編制（30人学級）を実施しています。

●いきいきプラン事業

- 内 容** 小・中学校で支援を必要とする児童・生徒へ支援員を配置しています。
申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

中学生になったら

●中学校生徒通学費補助

- 内 容** 通学距離が2kmを超える生徒の通学用バス定期券を購入した費用の一部を補助します。自己負担額 3,000円／月（2人目以降 1,500円／月）を超える額を助成します。また、自転車で通学する生徒に対しては、購入したヘルメット費用の全額を補助します。
申請・問合せ先 岩美中学校 Tel0857-72-0121

●中学生自転車保険加入補助

- 内 容** 自転車による事故の備えと交通安全に対する意識の高揚を図るために中学生が加入する自転車保険に係る経費の一部を補助します。
生徒1人につき年額 1,000円（上限）保険：個人賠償責任補償 5,000万円以上
申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

高校生になったら

●高等学校生徒通学費補助

- 内 容** 岩美町在住者で、通学で利用する公共交通の定期代金の一部を補助します。
町外高校：自己負担額 7,000円／月を超える額を助成します。
岩美高等学校：自己負担額 3,000円／月（2人目以降1,500円／月）を超える額を助成します。
申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●高等学校等新入生通学費補助

- 内 容** 通学で利用する公共交通の定期代金の3か月分について、以下のとおり補助します。
①岩美町在住で高等学校等に新入学する生徒の保護者：3か月分を全額補助します。
②町外在住者で岩美高等学校に新入学する生徒の保護者：20,030円を上限に補助します。
申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●奨学資金事業

- 内 容** 経済的理由により高等学校や大学等への就学費用が負担できない方へ奨学資金を無利子で貸付します。
・高等学校・高等専門学校（第3学年まで） 月額20,000円まで
・大学・専修学校・高等専門学校（第4学年以降） 国公立 月額40,000円まで
私立 月額50,000円まで
申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●看護師奨学金

- 内 容** 看護師として岩美病院で働く意欲を持っている方を対象に学業及び生活等を支援する無利子の貸付制度です。所得制限は設けていません。他の奨学金制度（例：鳥取県看護職員修学資金貸付金、岩美町奨学資金）と併用可能です。月額 50,000円（定額）
対 象 看護学生として在学している方で、看護師免許取得後、岩美病院に職員として勤務する意志のある方
申請・問合せ先 岩美病院 Tel0857-73-1421

●薬剤師等奨学金支援助成金

- 内 容** 薬剤師として岩美病院で勤務する意思のある方を対象に奨学金の返還を支援する助成制度です。鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定者に、岩美病院と県の助成金を合わせて最大432万円を8年に分けて助成します。
対 象 薬剤師として岩美病院で勤務する意思のある鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定者のうち薬学部の5・6年生等。
申請・問合せ先 岩美病院 Tel0857-73-1421

学校生活や子育てについて相談したいときはP28へ

6 ひとり親家庭への支援

生活支援・助成・手当

●児童扶養手当

内 容 ひとり親家庭で18歳の最初の3月31日を迎える日まで（障がいのある場合は20歳未満）の児童を監護している親又は養育者に手当を支給します。（所得制限あり）
支給月額：全部支給 43,160円、一部支給 43,150円～10,180円
※児童2人目からは上記に加算ができます。

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●児童年金 いわみ

内 容 ひとり親家庭で義務教育修了前までの児童を養育する方に児童一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）
申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●災害遺児手当

内 容 災害、事故等により児童の養育者が死亡、重度障害となった義務教育修了前までの災害遺児に、一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）
申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●ひとり親家庭児童入学支度金 いわみ

内 容 ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学された際に入学支度金として一人あたり10,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）
申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●特別医療費助成（ひとり親）

内 容 ひとり親家庭の18歳未満のお子さまを養育している方の医療費を助成します。（所得税非課税世帯に限られます）
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払いいただく必要があります。
【自己負担額】
通院・訪問看護：530円／日（1医療機関当たり月4日分まで 負担上限額 月2,120円）
入院：1,200円／日（ただし、低所得者世帯は負担上限 月15日分まで）
申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●日常生活支援事業

内 容 一時的な病気や冠婚葬祭等で、日常の家事やお子さまの保育が困難となったときに、家庭生活支援員が家事や保育の支援を行います。所得に応じた自己負担があります。
申込：事前の登録と利用時の申請が必要です。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●母子父子寡婦福祉資金貸付

内 容 ひとり親家庭や寡婦の生活安定と子どもの教育・福祉増進のため、低利又は無利子で各種資金を借りることができます。希望される方はお早めにご相談ください。
申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●母子父子家庭自立支援給付金

内 容 母子家庭の母又は父子家庭の父の修業を促進するため、技術や資格の取得にかかる費用等の一部を助成する制度です。利用する際は、母子父子自立相談員へ事前に相談が必要です。

○自立支援教育訓練給付金

医療事務等資格取得講座などに指定された教育訓練講座などを受講する場合に受講料の6割が助成されます。（所得制限あり）

○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業との両立が困難な場合に生活費の負担軽減を図るために給付金が支給されます。

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●就業支援講習会

内 容 就労に有効な知識や技能を習得するために講習会を開催します。

申請・問合せ先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 Tel0857-59-6344

●母子生活支援施設

内 容 配偶者のない女性、またはさまざまな事情のある女性が、18歳未満の子どもも一緒に入所して生活の安定と自立を図ることを目的とした施設です。指導員がさまざまな相談や支援を行っています。

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●公営住宅優先入居

内 容 公営住宅ではひとり親世帯等を優先して入居者募集しています。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●税の軽減等

内 容 ひとり親家庭の方は一般的な基礎控除、扶養控除のほかに寡婦（夫）控除の適用が受けられる場合があります。

申請・問合せ先 税務課 Tel0857-73-1413

●ひとり親家庭等情報提供事業

内 容 ひとり親家庭の支援施策等をホームページや電子メールで配信しています。

○鳥取県ひとり親支援サイト⇒<https://www.tori-hitorioya.com/>

○ひとり親家庭応援メールマガジン：配信を希望する場合は、メールマガジンの登録を行ってください。

申請・問合せ先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 Tel0857-59-6344

ひとり親家庭への支援について相談したいときはP29へ



7 障がいのある子どもへの支援



各種障害者手帳

●身体障害者手帳

内 容 身体障がい児・者が各種サービスを利用するため必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書・意見書（指定医師が作成したもの）、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●療育手帳

内 容 知的障がい児・者が各種サービスを利用するため必要な手帳です。障がいの程度によりA最重度、A重度、B中度、B軽度の区分があります。事前に県児童相談所での面接・判定が必要です。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●精神障害者保健福祉手帳

内 容 精神疾患（てんかん、発達障がいを含む）のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が各種サービスを利用するため必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

手当・助成

●障害児福祉手当

内 容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童に支給されます。（所得制限があります）
支給月額：児童一人あたり14,880円

対 象 日常生活に常時介護を必要とする身体障害者手帳1級から2級程度・療育手帳A程度の児童（施設入所児童や障害年金受給児童は対象外）

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書（専門医によるもの）、印鑑、所得状況届（所得証明書）
申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●特別児童扶養手当

内 容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童の養育者に支給されます。（所得制限があります）障がいの程度により1級～2級までの区分があります。

支給月額（児童一人あたり）…重度障がい児（1級）52,500円
中度障がい児（2級）34,970円

対 象 施設などに入所していない児童で、身体障害者手帳1級～3級程度、療育手帳A、B程度の手帳が交付されている又は精神障がいのある児童

利用・手続 ○必要なもの 申請書、診断書、印鑑、請求者と対象児の戸籍、世帯全員の住民票
申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●特別医療費助成（障がい者）

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（世帯などの所得に応じて月額上限あり）

- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●心身障がい者医療費助成

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。

対 象 以下の方で、本人又は扶養義務者が所得税非課税の者

- ・身体障害者手帳3・4級をお持ちの方
- ・療育手帳Bをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳2・3級をお持ちの方

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●育成医療の給付

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（所得・年齢制限があります）
※医療費の1割が自己負担（月額上限額あり）

対 象 18歳未満で身体に障がいがある児童又はそのまま放置すると、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童。

利用・手続 ○必要なもの 申請書、意見書、保険証、同意書、印鑑

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

日常生活用具・補装具

●補装具の給付

内 容 身体障害者手帳をお持ちの方で障がいを補うための義肢、車いす、補聴器等の購入・修理にかかる費用が助成されます。原則、費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

●日常生活用具の給付

内 容 在宅の障がい児・者の日常生活の便宜を図るために、障がいの種類や程度に応じて用具を給付または貸与します。世帯の課税状況に応じて一部自己負担が必要です。

利用・手続 ○必要なもの 障害者手帳、印鑑、用具の見積書やカタログ

申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333

預ける・通う

●障がい児保育

内 容 集団保育が可能な程度の障がいのあるお子さまを各町立保育所で受け入れています。
入所申込時にご相談ください。

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415





いわみん

●障害者総合支援事業

- 内 容** 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護、短期入所にかかる費用の一部助成などを行います。
サービスを利用するためには、支給決定及び受給者証の交付を受ける必要があります。
- 対 象** 利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 家計の負担能力等に応じた額（その額が費用の1割を超えるときは、費用の1割の額）です。なお、利用者上限管理額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 福祉課 Tel0857-73-1333

●障害児通所給付事業

- 内 容** 児童福祉法に基づく障がい児を対象とした、児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、児童相談支援の提供を行います。
サービスを利用するためには、支給決定及び受給者証の交付を受ける必要があります。
- 対 象** 利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 家計の負担能力等に応じた額（その額が費用の1割を超えるときは、費用の1割の額）です。なお、利用者上限管理額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 福祉課 Tel0857-73-1333

●障がい児施設

- 内 容** 障がいのある原則18歳未満の子どもが入所して治療・生活訓練などを受けることができる施設です。
申請・問合せ先 福祉課 Tel0857-73-1333 又は 鳥取県福祉相談センター Tel0857-23-6080

教 育

●特別支援学級

- 内 容** 障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行います。
問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●特別支援学校

- 内 容** 身体障がい、知的障がい等のある子どもに専門的な教育を行います。
問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

税金に関すること

●税の控除・自動車税等の減免

- 内 容** 心身に障がいのある方は、障がいの状況によって所得税や町県民税の控除が受けられます。また、申告によって自動車税、又は軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

- 申請・問合せ先**
- ・所得税について
鳥取税務署 Tel0857-22-2141
 - ・自動車税について
東部県税事務所 Tel0857-20-3512
 - ・町県民税・軽自動車税について
税務課 Tel0857-73-1413



こじろー

障がいのある子どもへの支援についての相談はP29へ

8 相談したいときは

妊娠や出産に関する相談

●不妊について

- 相談先** 鳥取県東部不妊専門相談センター（県立中央病院内） Tel0857-26-2271
電子メール : funinsoudan@pref.tottori.lg.jp

●妊娠や出産の不安等について

- 相談先** 住民生活課子育て支援係 Tel0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00
女性の健康支援センター Tel0857-22-5695（鳥取市保健所）

●産前産後休業などについて

- 相談先** 鳥取労働基準監督署 Tel0857-24-3211

●育児休業などについて

- 相談先** 鳥取労働局雇用環境・均等室 Tel0857-29-1709

子育てに関する相談

●妊婦・乳幼児に関すること、子育て全般について

- 相談先** 住民生活課子育て支援係 Tel0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●子どもの遊び方、子育て全般について

- 相談先**
- | | | |
|-----------|------------------------|-----------------------------|
| 子育て支援センター | Tel0857-72-2922 | 月～金 8:30～17:15 |
| 本庄中央児童館 | Tel0857-72-2995 | 月～土 9:00～17:00 |
| 大岩こども館 | Tel0857-72-0096 | 月～土 9:00～17:00 |
| 各町立保育所 | 浦富保育所 Tel0857-72-2813 | 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30 |
| | 大岩保育所 Tel0857-72-2589 | 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30 |
| | みなみ保育所 Tel0857-73-0890 | 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30 |

●健康・発育・発達について

- 相談先** 住民生活課子育て支援係 Tel0857-73-1415 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●予防接種や歯の健康について

- 相談先** 健康長寿課 Tel0857-73-1322 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●離乳食や幼児食について

- 相談先** 健康長寿課 Tel0857-73-1322 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

小児救急に関する相談

●医療機関の受診判断などについて

- 相談先** とっとり子ども救急ダイヤル #8000（ダイヤル回線、IP電話の場合03-5276-9137）
月～金 19:00～翌日8:00、土・日・祝・年末年始 8:00～翌日8:00

子どもに関する相談

●身近なあらゆる相談について

- 相談先 鳥取県福祉相談センター Tel0857-23-6080 月～金 8:30～17:15
子ども家庭支援センター「希望館」 Tel0857-27-4153 24時間
(0:00～9:00、土・日・祝日は緊急時のみ対応)
来所の場合9:00～18:00

●悩み・心配ごとについて

- 相談先 子ども電話相談東部 Tel0857-29-5460 月～金 8:30～17:15(時間外は留守番電話)
チャイルドライン Tel0120-99-7777 16:00～21:00

●子どもの人権について

- 相談先 子どもの人権110番 Tel0120-007-110 (フリーダイヤル)
月～金 8:30～17:15
(時間外は留守番電話)



●こころの悩みについて

- 相談先 精神保健福祉センター Tel0857-21-3031

家庭での子どもの養育・暴力・虐待に関する相談

●子育ての不安や悩み、子どもの非行や虐待について

※虐待の疑いや虐待に気づいた場合にもご相談ください。(匿名での相談も可能です)

- 相談先 住民生活課子育て支援係 Tel0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00 緊急時は24時間
鳥取県福祉相談センター Tel0857-23-6080 月～金 8:30～17:15 緊急時は24時間

●虐待かもと思ったら…

- 相談先 児童相談所全国共通ダイヤル189 (いちはやく) 番へ 24時間

学校生活や子育てに関する相談

●学業や交友関係、いじめ、不登校や発達、子育て

- 相談先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301 月～金 8:30～17:15(年末年始・祝日を除く)
いじめ・不登校総合対策センター(教育相談電話)
不登校・教育相談電話 Tel0857-31-3956 月～金 8:30～17:15(年末年始・土日・祝日を除く)
いじめ110番 Tel0857-28-8718 24時間
いじめ相談専用メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
24時間予供SOSダイヤル Tel0120-0-78310(全国統一ダイヤル) 24時間

●少年及びその保護者の悩み事相談

- 相談先 ヤング・メール県警本部少年・人身安全対策課 youngmail@pref.tottori.lg.jp
東部少年サポートセンター Tel0857-22-1574

家族や夫婦に関する相談

●生き方、家族・夫婦のこと、人間関係などの悩み相談

- 相談先 鳥取県男女共同参画センターよりん彩 東部相談室 Tel0857-26-7887
月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談

DVとは、配偶者やパートナーなどの親しい間柄で起こる暴力のことです。

- 相談先 婦人相談所(鳥取県福祉相談センター内)

- Tel0857-27-8630 月～金 8:30～17:15(緊急時は24時間)
夜間電話相談窓口 Tel0858-26-9807
平日 0:00～8:30 17:15～24:00、土・日・祝 0:00～24:00
警察総合相談電話 Tel0857-27-9110 (#9110) 24時間
女性の人権ホットライン Tel0857-27-3753 月～金 8:30～17:15
DV相談ナビ(窓口案内) Tel0570-0-55210

福祉全般に関する相談

- 相談先 福祉課 Tel0857-73-1333 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00
鳥取市保健所 Tel0857-22-5163 月～金 8:30～17:15

発達や障がいに関する相談

●発達や障がい全般、サービスについて

- 相談先 福祉課 Tel0857-73-1333 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●障がい児に関する相談

- 相談先 鳥取療育園 Tel0857-29-8889
『エール』発達障がい者支援センター Tel0858-22-7208



●幼児対象の専門指導員による教育相談(発達・ことば)

- 相談先 いじめ・不登校総合対策センター Tel0857-28-2322

●ペアレントメンター相談事業

- 相談先 ペアレントメンター鳥取 Tel0857-30-0670 平日 10:00～14:00

ひとり親家庭に関する相談

●制度、生活支援、悩みごとなどについて

- 相談先 岩美町福祉事務所(母子父子自立支援員) Tel0857-73-1339
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00
住民生活課子育て支援係 Tel0857-73-1415
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●制度、交流事業の情報提供について

- 相談先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 Tel0857-59-6344

●養育費や面会交流について

- 相談先 養育費相談支援センター Tel03-3980-4108又は0120-965-419
mail: info@youkuhi.or.jp 平日(水曜除く) 10:00～20:00、
水 12:00～22:00、土・祝 10:00～18:00

就労に関する相談

●子育て中の就労について

- 相談先 ハローワーク鳥取(マザーズコーナー) Tel0857-23-2021 平日 8:30～17:15
(保育士待機 毎月15日間 9:00～16:00)

9 もしものときは

子どもの急な病気やけがなどのときは、慌てずに病状を確認し、受診するべきかを判断しましょう。対処方法を普段から知っておくと安心です。



とっとり子ども救急ダイヤル

休日や夜間に子どもの急な病気やけが等で、緊急に受診するべきか、翌日まで様子を見て受診するべきかどうかなど心配な時に相談できるサービスです。

利用時間 平日 午後7時～翌日午前8時 土曜、日曜、祝日及び年末年始 午前8時～翌日午前8時
電話番号：#8000（ダイヤル回線、IP電話の場合は、03-5276-9137）相談料は無料ですが、通話料は利用者の負担になります。

問合せ先 県医療政策課 Tel0857-26-7173

小児救急ハンドブック

子どもが病気をしたとき、家で様子をみてもよいか、医療機関を受診したほうがよいかなどの判断の目安となるハンドブックがあります。インターネットから閲覧、ダウンロードできます。あらかじめプリントしておくと便利です。

「とっとり小児救急ハンドブック」で検索または下記URLへアクセスしてください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/101810.htm>

問合せ先 県医療政策課 Tel0857-26-7172

休日・夜間の診療

休日・夜間の小児科当番病院は、毎日の各地方新聞およびとっとり医療情報ネットに掲載しています。

URL ⇒ <https://medinfo.pref.tottori.lg.jp/>

異物を飲み込んだ

まず、飲み込んだものを調べます。飲んだものによってすぐに吐かせた方がいい場合と吐かせてはいけない場合があります。救急受診する場合は、灯油を除いて、飲み込んだものが分かるように、ビンや容器や説明書を必ず持参してください。心配な時はかかりつけ医に相談するか、救急医療機関へ。



中毒110番

たばこや化学物質、医薬品、動植物の毒などによっておこる急性中毒について、情報提供を行っています。

(公財)日本中毒情報センター

○大阪中毒110番（24時間受付）Tel072-727-2499

○つくば中毒110番（9時～21時）Tel029-852-9999

○タバコ専用電話（テープによる情報提供24時間）Tel072-726-9922

けが・事故の対処方法

生後6か月を過ぎるころから、お母さんからもらった免疫が自然に減っていくため、熱を出したり体調が悪くなったりすることが多くなります。病気になることで免疫ができ、だんだんと丈夫な体に育っていきます。急な体調の変化に慌てず冷静にお子さまの状態を確認して、すぐに病院を受診すべきか判断しましょう。普段からお子さまの様子をよくみておき、緊急時には的確な判断ができるようにしましょう。

●発熱した

こんな時はすぐに受診

- ・3日以上の発熱
- ・顔色、つめ、唇が青い（チアノーゼ）
- ・40℃以上の発熱で熱性けいれんを起こしている
- ・意識がもうろうとしているなど

ホームケア

安静にして、汗をかいたらこまめに衣服を換えましょう。嫌がらなければ、アイス枕や市販の解熱シートで頭を冷やしてもいいです。熱が高いときは、脱水症状を防ぐためイオン飲料や湯冷ましなどの水分補給をしましょう。

●吐いた

こんな時はすぐに受診

- ・ひどく機嫌が悪い
- ・おしっこの量が少ない
- ・ぐったりしている
- ・激しいおう吐を繰り返す
- ・発熱、下痢を伴う

ホームケア

吐いたものがのどに詰まらないように、顔を横に向けます。食事は無理に取らせる必要はありません。水分は少しづつ様子を見ながらあたえましょう。

●下痢をした

こんな時はすぐに受診

- ・3日以上続く
- ・1日何回も繰り返す

- ・血便が出る

- ・おしっこの量が減ってきた
- ・ぐったりしてきた

ホームケア

おむつは汚れたらすぐに取り替え、お尻を清潔にしましょう。湯冷ましやイオン飲料を与え脱水症状を防ぎましょう。

●頭を打った

こんな時はすぐに受診

- ・意識がない又は青ざめている
- ・耳や鼻から出血、おう吐やけいれんがあるなど

ホームケア

すぐに大声で泣き出したり、こぶができるがほかに異常が見られない場合、意識がはっきりしている場合は安静にして様子を見てください。あとから症状が出ることもあるので、しばらくは注意して見守りましょう。

●やけどをした

こんな時はすぐに受診

- ・広範囲（手のひら以上の範囲）のやけど
- ・目や顔のやけど
- ・500円玉より大きな水ぶくれができたり、皮膚がただれたり、黒くなっている場合

ホームケア

流水で十分に冷やします。患部はガーゼで覆い清潔に保ちましょう。

町内医療機関 *かかりつけ医を持ちましょう！

●岩美病院（小児科・歯科・内科・整形外科・外科・眼科）

Tel0857-73-1421

●藤田医院（内科）

Tel0857-72-0123

●おくだクリニック（小児科・内科）Tel0857-72-1000

Tel0857-73-1402

●永美歯科医院

Tel0857-72-0055

●清水歯科医院

Tel0857-72-2301

●いわみ歯科クリニック



10 おでかけ・仲間づくり情報

子どもと楽しくおでかけできる場所や、仲間づくりの情報をご紹介します。



① 子育て支援センター(岩美ふれ愛センター内) TEL0857-72-2922

「子育てひろば」では、乳幼児やその保護者の遊び場や交流の場の提供、子育てに役立つ講座の開催、子育て相談等を行っています。

- 日時：毎週月曜日～金曜日
午前10時～12時、午後1時～4時（祝日・年末年始は休み）
※講座等の開催日時は、町広報や防災無線、機関誌等でお知らせします。

② すこやかセンター（健康長寿課）

TEL0857-73-1322

離乳食講習会・子どもクリッキング教室を開催しています。

開催日時等の詳細は、町ホームページ「赤ちゃんカレンダー」、町広報、又は防災無線でご確認ください。岩美病院併設。

③ 中央公民館

TEL0857-72-0510

子育て世帯向け、子ども向けのイベントや学習会を開催しています。詳細は、広報いわみ「公民館だより」、町ホームページをご覧ください。

④ 町立図書館（中央公民館内）

TEL0857-72-0510

0歳から図書貸し出しカードが作れます。1人あたり10冊まで貸し出し可能。絵本もたくさん揃えています。

- 開館日時：月～金曜日 午前8時～午後7時
土・日曜日 午前9時～午後5時
- 休館日：祝日、毎月最終火曜日

⑤ 本庄中央児童館

TEL0857-72-2995

乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。

- こあらサークル
- 場所：本庄中央児童館（岩美町文化センター内）
- 時間：午前10時～11時30分
随時、おやつ作りやイベントもしています。
※詳細は機関誌等でお知らせします。

⑥ 大岩こども館

TEL0857-72-0096

乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。

- ほっとスペース
- 場所：大岩こども館（大岩交流センター内）
- 日時：毎週水曜日 午前10時～12時
定期的に計測と栄養士によるおやつ作り（年3回）もしています。
※詳細は機関誌等でお知らせします。

⑦ 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館

TEL0857-73-1445

『山陰海岸ジオパーク』の魅力をさまざまな資料や映像で紹介しています。また、野外観察会や自然講座なども行っています。詳細はホームページをご覧ください。

- 開館時間：午前9時～午後6時
- 休館日：月曜日（月曜が祝日の場合は翌平日）

⑧ こすもすロード

またすけいけ

⑨ 牧谷かきつばた群落（又助池）

⑩ 唐川かきつばた群落

⑪ いこいの里

⑫ 岩井温泉

⑬ たきさん温泉

⑭ 遊覧船

⑮ 遊びの広場

11 子育て関係機関一覧

ハンドブック内の主な公共機関・施設の一覧です。

岩美町・鳥取市外局番 (0857)



種別	施設名	連絡先	所在地
行政機関	住民生活課	73-1415	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
	子育て支援センター	72-2922	岩美町新井269（岩美ふれ愛センター内）
	福祉課	73-1333	岩美町浦富1029-2（岩美すこやかセンター内）
	福祉事務所	73-1339	〃
	健康長寿課	73-1322	〃
	総務課	73-1411	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
	教育委員会	73-1301	〃
	中央公民館	72-0510	岩美町浦富1038-6
	町立図書館	〃	〃
	税務課	73-1413	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
児童館	本庄中央児童館	72-2995	岩美町新井13-1（文化センター内）
	大岩こども館	72-0096	岩美町大谷2410（大岩交流センター内）
保育所	浦富保育所	72-2813	岩美町浦富2171
	大岩保育所	72-2589	岩美町大谷2410
	みなみ保育所	73-0890	岩美町新井55
小・中学校	岩美北小学校	72-0266	岩美町浦富2128
	岩美西小学校	72-8200	岩美町大谷2343
	岩美南小学校	37-5222	岩美町新井419-2
	岩美中学校	72-0121	岩美町浦富707
放課後 児童クラブ	なぎさクラブ	080-1910-4939(携帯)	岩美北小学校内
	かにっこクラブ	72-0096	大岩交流センター内
	のびっこクラブ	080-2889-3967(携帯)	岩美南小学校内
病院	岩美病院	73-1421	岩美町浦富1029-2
鳥取県の 機関	鳥取県福祉相談センター	23-6080	鳥取市江津318-1
	福祉相談センター(婦人相談所)	27-8630	鳥取市江津318-1
	いじめ・不登校総合対策センター	28-2322	鳥取市湖山町北5丁目201
	精神保健福祉センター	21-3031	鳥取市江津318-1
	鳥取療育園	29-8889	鳥取市江津260
	エール発達障がい者支援センター	0858-22-7208	倉吉市みどり町3564-1
	男女共同参画センター よりん彩(東部相談室)	26-7887	鳥取市東町1丁目271(県庁第2庁舎1階)
	東部県税事務所	20-3512	鳥取市立川町6丁目176
鳥取市の機関	鳥取市保健所	22-5695	鳥取市富安2丁目104-2(さざんか会館)
その他の 機関	全国健康保険協会鳥取支部	25-0052	鳥取市扇町58(ナカヤビル)
	鳥取県母子寡婦福祉連合会	59-6344	鳥取市伏野1729-5 (鳥取県立福祉人材研修センター内)
	ハローワーク鳥取	23-2021	鳥取市富安2丁目89

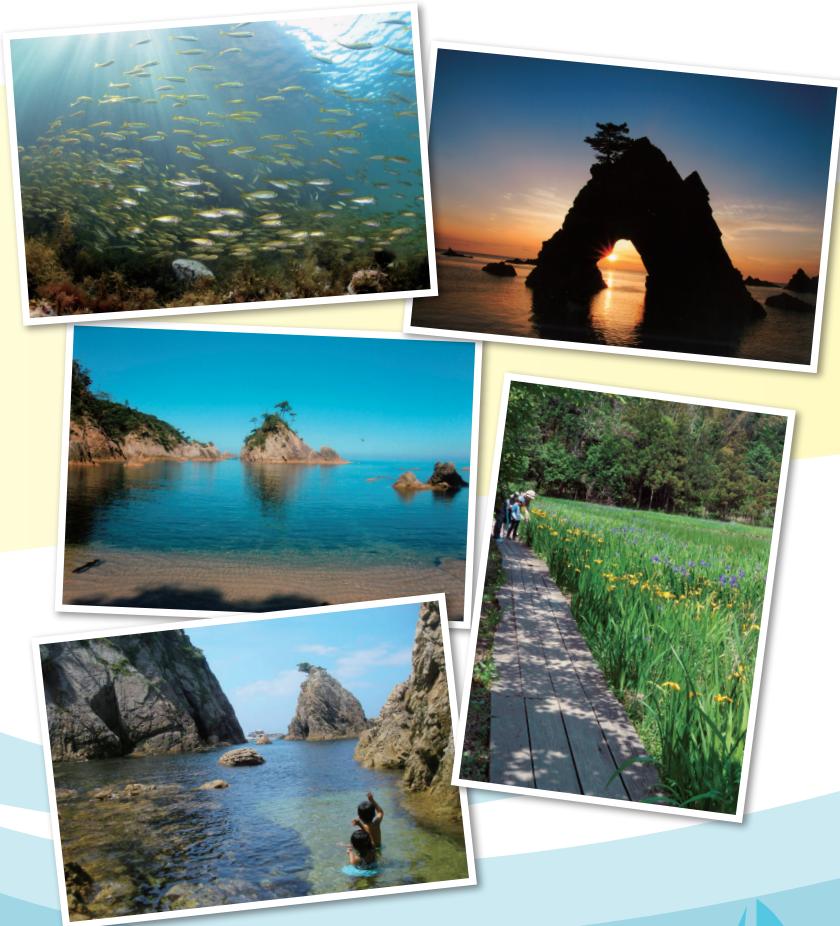
“楽しく子育て 親育ち
地域で応援 岩美町”

～豊かな子育て 未来を築く～

子育て四則

乳児は肌を離すな
手を離すな
目を離すな
青年は心を離すな
少年人は手を離せ
手を離すな
目を離すな
心を離すな
幼児は肌を離せ





発行：岩美町住民生活課

〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富 675 番地 1

TEL 0857-73-1415 FAX 0857-73-1583

(令和2年8月版)